

令和 8 年（2026 年）第 6 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 8 年（2026 年）6 月 30 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和8年第6回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	令和8年6月30日午前10時00分			閉会	令和8年6月30日午前10時51分	
休憩	10時39分～10時41分					
日程	議案番号	案 件				結果
1	報告第24号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員の解嘱について				承認
2	議案第3号	第39期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について				可決
3	議案第4号	枚方市学校事故等調査委員会委員の委嘱について				可決
4	議案第5号	枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について				可決
5	請願第1号	「枚方市『ICT教育』にかかわる請願書」について				不採択
6	報告第25号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①				聴取
7	報告第26号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②				聴取
構成員	教 育 長	谷 元 紀 之		構成員	教 育 委 員	大 中 智 恵
	教 育 委 員	近 藤 孝			教 育 委 員	桐 山 智 巳
	教 育 委 員	中 西 悠 子				
説明員	副 教 育 長	乾 口 里 美		説明員	教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗
	総 合 教 育 部 長	増 尾 友 治			児 童 生 徒 課 長	中 口 恵 未 子
	学 校 教 育 部 長	千 原 正 敏			支 援 教 育 課 長	秋 葉 隆 声
	総 合 教 育 部 次 長	上 田 詞 子			放 課 後 子 ど も 課 長	三 木 ひ と み
	学 校 教 育 部 次 長	河 田 典 子			教 職 員 課 長	伊 藤 閣 啓

	学 校 教 育 部 次 長	倉 田 仁 司		教 育 研 修 課 長	栗 田 香 里
	総 合 教 育 部 副 参 事 (学校等施設担当) 兼 学 校 教 育 部 副 参 事 (学校等施設担当)	津 熊 聖 博	記 録	教 育 政 策 課 長 代 理	佐 藤 喬 史
	学 校 教 育 部 副 参 事 (学校総合支援担当)	中 野 雅 央	傍聴の人数		2 人

○谷元教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議は、全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

○谷元教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第6回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

続いて、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、中西委員を指名いたします。

続きまして、日程に入る前に、教育委員会の活動状況について報告します。

前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、桐山委員から5月28日の学校経営者研修について、大中委員から6月25日の市町村教育委員会研究協議会について、それぞれご報告いただきます。

それでは、桐山委員からお願いします。

○桐山委員 5月28日の学校経営者研修について報告させていただきます。

第1回ということで、最初に、教育長から、この研修の内容設定についてのお話で始まりました。今年度の学校経営者研修の目的は、教職員と子どものウェルビーイングを実現し、未来をひらく学校経営についての学びや対話を通して、学校経営者としてのマネジメント力の向上を図るためのものであるということです。それを踏まえ、昨年度の枚方市支援教育充実審議会答申「今後の枚方市の支援教育の在り方について」を題材に、作成された枚方市支援教育サポートブック等を活用し、主に支援教育の観点から、子どものウェルビーイングの実現に向けて検討するという目当てのもと、研修が実施されました。

第1回目の研修内容は、講師の神戸常盤大学の山下敦子教授より「すべての子どもの未来をひらく学校経営①」という演題での自らの経験を通しての熱のこもったお話でした。

現在の学校の状況としては、多様化や多様性が重要なキーワードであり、一人ひとりが大切にされ、共に学び合う学校へという方向の考えが求められています。また、令和12年度からの新たな学習指導要領でも、多様性の包摂が挙げられていますが、そういった点からも、支援教育の視点は、教育の原点であるといえるというお話で始まりました。

自校園での課題は何かを、各学校の支援教育コーディネーターや通級担当者、教頭に聞いたアンケート結果では、共に、「時間や人員の不足」と「教員の知識・スキルの差が大きい」の項目を課題に挙げている件数が最も多いのが現状ですが、同じ職場内でも、それぞれの立場によって意識のギャップがあり、立場による見え方にも違いがあるというご指摘がありました。その事例として、コーディネーターや通級担当の立場からは、専門職との連携が十分でなく、実践がしにくく孤立してしまう場合があることが上げられ、教頭の立場からは、教員間のスキルの差を強く感じていることがあるということです。

また、支援教育について校内研修でも取り上げられている割合は、十分とは言えず、今年度、サポートブックが作成されたことをきっかけにして、支援教育を、学校経営、校内研究、授業改

善、若手育成、教師力向上といった様々な面でも、全ての基盤として、学校の当たり前を問い直してほしいということでした。マジョリティー、つまり、多数派の世界が前提となっていた学校の当たり前を問い直し、参加しにくかった個々の子どもたちに目を向けて、困りやすい構造は何かを考えていく必要があるということです。それを問い直すために、今回枚方市で作成された枚方市支援教育サポートブックを活用してほしいということで、秋葉支援教育課長より、概要の説明がありました。

このサポートブックを、共通言語として、組織の財産に位置づけ、子どもたちにとって必要で有効な継続的支援を実現できるようにするべきであること、多職種の教職員、SW、SSW、関係機関等がつながり合い連携すると共に、保護者との対話による合意形成をめざすことが、支援教育を学校全体で回すことであるということでした。その中で、合理的配慮とは、学びへの参加を可能にするための調整を保障することであり、その調整すべきものとして、支援学級との連携、学びの方法、情報提示、学びの場所、時間、ICT活用の条件などの調整を上げられました。更に、支援教育とウェルビーイングをつなぐには、支援教育を学校全体で回し、一人で抱えないこと、支援が循環すること、相談できること、多職種で共に考え、実践につなげること等が大事で、そうすることにより、学校現場で、各職種の専門性を持続して発揮することが可能になるというお話でした。具体的な実践例としては、インクルーシブ防災を示され、災害時に学校が支援の必要な子どもたちに視点を当てて、いかに安心を育てるインクルーシブ防災教育のできる学校組織というチームとなり、子どもを守れるかを考えてほしいということでした。

このように、本研修では、支援教育を教育の原点として、学校のインクルーシブデザインを改めて考えてほしいという大変貴重なご示唆を頂きました。

以上です。

○谷元教育長 ありがとうございました。

続いて大中委員、お願いします。

○大中委員 6月25日に市町村教育委員会研究協議会のオンライン研修に参加しましたのでご報告いたします。

この日は3テーマについて分かれた中で、私は不登校対策・いじめ対策についての分科会で、特にいじめ対策について、ご参加の自治体と協議してまいりました。協議に先立って、文科省から協議のポイント説明があり、令和8年3月に通知のあった内容について、①学校いじめ防止基本方針についての周知、すなわち入学時と各年度の開始時に、児童・生徒、保護者、関係機関等に説明することを徹底すること、②保護者との情報共有において学校設置者が直接説明・調整を行う体制を整えることについて、改めて強調されました。これは児童・生徒が安心安全に過ごせるように目を配っているという姿勢の表れであり、万が一いじめが確認された場合は、被害児童・生徒の安全確保を徹底し、加害児童・生徒には毅然とした対応をとるといった基本の徹底が大切であるとのことでした。

協議グループには東京都杉並区、埼玉県上尾市、埼玉県川口市、高知県高知市、長崎県長崎市の教育委員の皆様が参加されました。

本市からは、有志の先生方からなる生活指導プロジェクトチームによる発達支持的生徒指導の

推進や、「ぼーち」によるSNS相談、また昨年度実施したYouTubeでのいじめ防止動画作成プロジェクトの取り組みを紹介いたしました。

他市の取り組みとしまして、特に東京都杉並区の取り組みが参考になるかと思われましたので紹介いたします。杉並区では、いじめに関する相談窓口として、CEDAR（シダー）という学校問題対応支援係が昨年度から設置されています。統括指導主事が課長として位置づけられ、指導主事、心理職、教育管理職OB、弁護士など複数の職種15名からなり、学校からの相談および保護者や児童・生徒からの相談に対応されています。これは、学校に問題を抱え込ませないと同時に、いじめ事案がいったん起こると学校がその対応に時間を取られ、場合によっては業務に支障が出ることもあるため、その影響を最小限に抑え、子どもと向き合うという本来の業務に集中してもらうことを目的とされています。それまでスクールアシストチームとして活動していた支援係は、学校からの電話相談等で対応を行っていたものの、スピード感に欠けることから、専門家からなる組織が出来たことで、迅速に対応できるようになったとのことでした。

その他の市では、いじめ防止に向けて主体的かつ実践的な活動を行うことを目的として、上尾市では「上尾市いじめ防止子どもサミット」、長崎市では「長崎市中学生議会」を開催しており、子ども自身がいじめについて自分事として考え、自らが主体的に行動するきっかけとなっており、地元のテレビ局から取材を受けることなどで子どもたちのやる気や自己肯定感につながっているということでした。

どの自治体でも、いじめ重大事態の発生を防ぐためにどのようにすればよいかという点においては試行錯誤が続いている状況ながら、初期対応においてのボタンの掛け違いが問題を大きくさせるという認識は共通しており、丁寧に初期対応を行うこと、そのための組織体制の構築が必要であること、また残念ながら重大事態になってしまった場合には、当該児童・生徒に対する支援を徹底して行える体制を整えるため、教育委員会として学校に伴走しなければならないといった議論がありました。

文科省の説明の中には、学校にいじめを訴えても聞き入れてもらえないのではないかという不信感が背景にあるがゆえにSNSへの投稿等といった行動につながるのではないか、そのためにも先ほど申し上げたように「学校いじめ防止基本方針」を示し、学校がそれに則って対応を行うということをあらかじめご理解いただくことが非常に重要になってくるという話がありました。

基本的なことではありますが、改めて各学校においても取り組みをご確認いただきたいと思います。

○谷元教育長 ありがとうございます。教育委員会の活動報告については以上です。

それでは、日程1、報告第24号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員の解嘱について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第24号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長

に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

6ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。臨時代理第6号「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会委員の解嘱について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年6月3日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

8ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」については、教育委員会の附属機関として設置しております。現在、調査について諮問を行う案件が複数生起しているため、合議体の設置手続きを進めているところでございます。このうち、常設の合議体につきましては、現在3名の委員を委嘱しており、その委嘱期間は令和9年7月10日で満了を迎えますが、1名の委員より、令和8年5月21日付で辞職の申出がありましたため、委員を解嘱するものでございます。「(1) 委員の解嘱」でございますが、解嘱する委員は、大阪弁護士会の推薦を得て、学識経験を有する者として、法律の分野より選出しました岡崎倫子氏です。また、現在、補充の委員の推薦を大阪弁護士会に依頼しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第6号の説明とさせていただきます。

報告第24号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第24号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第3号「第39期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第3号「第39期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

10ページをご覧ください。「1. 内容」でございますが、社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言するため、学識経験を有する者、学校教育及び社会教育の関係者、並びに、家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から、枚方市社会教育委員設置条例第2条第2項に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。「(1) 委員の解嘱」でございますが、この度、

枚方市PTA協議会から推薦を受けて委嘱していた牧村剛委員から、令和8年6月30日をもって辞任したい旨の申し出がございましたので、解嘱するものでございます。「(2)委員の委嘱」でございますが、牧村剛委員の後任として、枚方市PTA協議会から推薦のあった榛葉智世氏を委嘱するものでございます。委嘱期間は、枚方市社会教育委員設置条例第3条第2項に基づき、前任の委員の残任期間である令和8年7月1日から令和9年7月31日まででございます。

なお、参考資料として、11ページに新たな第39期枚方市社会教育委員名簿を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程3、議案第4号「枚方市学校事故等調査委員会委員の委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第4号「枚方市学校事故等調査委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

13ページをご覧ください。「1. 内容」でございますが、枚方市学校事故等調査委員会につきましては、枚方市立小中学校で発生した重大な事故等の事実関係及び再発防止対策を調査審議するため、枚方市学校事故等調査委員会条例に基づき、教育委員会の附属機関として設置しております。委嘱理由でございますが、令和6年度に本委員会が新たに設置されて以降、本委員会による調査が実施されることなく現在に至っておりますが、現委員の委嘱期間が令和8年7月31日で満了となるため、引き続き現委員を令和8年8月1日から令和10年7月31日までの期間で委嘱するものです。委嘱委員は記載の通りでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程4、議案第5号「枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第5号「枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第10号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の規則改正は、令和8年8月に新校舎へ移転を予定している禁野留守家庭児童会室の定員を変更するため、枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正を行うものでございます。

「1. 内容」につきましては、16ページの新旧対照表によりご説明いたします。別表におきまして、枚方市立禁野留守家庭児童会室の定員を「50」から「150」に改め、そのほか条例改正に伴う文言の整理を行っています。

15ページにお戻りください。附則でございますが、この規則は、令和8年8月25日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、日程5、請願第1号「枚方市『ICT教育』にかかわる請願書について」を議題とします。

審査に先立ち、本件の概要説明と請願の読み上げをお願いします。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました請願第1号「枚方市『ICT教育』にかかわる請願書について」ご説明申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。本請願は、令和8年6月12日に、枚方子ども会議代表者の山本氏から行われ、枚方市教育委員会会議規則第16条第1項に示される請願の要件を満たしておりますので、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会に議案を提出し、審査を求めるものでございます。

それでは、議案書 18 ページの請願を読み上げさせていただきます。

枚方市「ＩＣＴ教育」にかかわる請願書。

枚方市は、「ＩＣＴ教育」の先進自治体を自負し、１人１台のタブレットＰＣを配備し実践を推進しています。その中で、児童・生徒の興味関心を引き出し「子ども主体の学校づくり」を進めている例も報告されています。しかしその一方で、海外や国内で科学的な知見やデータに基づいて「ＩＣＴ教育」の見直しが広まってきています。枚方でも「ＩＣＴ教育」に対する疑問や問題の指摘が、学校現場や保護者の間からあがっています。

枚方子ども会議ではこの問題を学ぶ中で、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、教育委員会への「請願書」を提出します。

【請願理由】

デジタル先進国の北欧（スウェーデン・フィンランド・ノルウェー他）で、共通して学力や人間関係能力の低下が見られ、デジタル重視からの転換が行われている。

PISA トップクラスのシンガポールでは、中学校で配備した１人１台の端末を、小学校では意図的に配備していない。

韓国では、デジタル教科書の全面導入を、教員・保護者の９割の反対で撤回した。

2022 年度学力調査結果・・・ＩＣＴ機器の使用時間が多いほど結果が悪くなる

紙と手書きが、脳の記憶力・言語力など高める。（東京大学・京都大学・東北大学など）
「デジタル教科書のみの使用は、小学校４年生以下と、教科としては国語・社会・道徳は認めるべきではない」と発言（４月 24 日・衆議院文部科学委員会・松本文科大臣）

【請願事項】

①紙とデジタルのベストミックスを、現場の教師が児童生徒の状況に応じて実践できるように、様々な科学的データや知見を現場に提供してください。とりわけ、世界的にも国内でもデジタルの見直しが広がっていますが、その実態と根拠の提示は重要だと考えます。

②タブレットやデジタル教科書の扱い方については、現場の教師の丁寧な指導が不可欠です。「枚方スタンダード」などで教師の実践を限定するのではなく、自主的な裁量を大幅に認め、過度にデジタル機器の使用を要求することのないようにしてください。特に低・中学年については、松本文科大臣の発言にもあるように、より抑制的な扱いが求められます。

③タブレットを家庭に持ち帰ることで、目的外や長時間使用するなど保護者から様々な不安や不満が聞かれます。この件については、保護者アンケートなどで実態を把握し、的確な対策を行ってください。以上

以上でございます。

○谷元教育長 ただいまから請願第 1 号について審査を行います。

なお、本件につきましては、枚方市教育委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議案の議事の例にならい、まず事務局に説明を求め、その後、質疑、討論を行い、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。それでは、これから請願第 1 号の審査を行います。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 請願事項である「枚方市『ＩＣＴ教育』にかかわる請願書について」にかかり、本市のＩＣＴ教育の考え方について、ご説明いたします。

本市では、子どもたちがこれからの社会を生きる上で必要となる資質・能力を育み、学びの質を高めることを目的に、「枚方版ＩＣＴ教育モデル」を作成し、１人１台端末を効果的に活用した枚方市のめざす教育を示しております。ＩＣＴの活用にあたりましては、すべてをデジタルで行うのではなく、従来から大切にしてきた手書きや読書、観察活動等の体験活動を伴う学習活動の価値を踏まえつつ、デジタルの利点である「個に合わせて学びを選択でき、離れた場所からも協働的な学びに取り組めること」を生かして適切に組み合わせることが重要であると認識しております。また、授業づくりにおきましては、子どもの学びを深め、学力の向上につなげるため、子どもの発達段階や学習内容等を踏まえ、各学校・各教員が創意工夫のもとで指導支援を行うことを基本としております。

「Hirakata 授業スタンダード」では、ＩＣＴの効果的な活用、基礎的環境整備、合理的配慮、自己選択・自己決定・自己調整などの観点から、授業づくりの具体例を示しており、教師の実践を限定したり、ＩＣＴ機器の過度な使用を要求したりするものではありません。学校への周知や教職員研修におきまして、これまで積み重ねてきた、手書きや読書、観察活動等の体験活動を伴う授業も大切にしながら、子どもに学びを委ねる授業スタイルを加え、子ども主体の学びを実現していくという趣旨で伝えているところであります。

ＩＣＴ活用と学力との関係については、国立教育政策研究所の「令和７年度全国学力・学習状況調査の結果について（令和７年７月３１日公表）」において、「ＩＣＴ機器を活用することができると考えている児童・生徒ほど、各教科の正答率が高い傾向が見られる」こと、また、「ＩＣＴ機器を活用する自信がある児童・生徒ほど、探究的な学びに取り組んだと回答している傾向が見られる」ことが報告されています。

また、本市では令和７年度全国学力・学習状況調査の児童質問紙において、「あなたは、自分がＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器を使って学校のプレゼンテーション（発表のスライド）を作成できると思いますか」という質問に対して、肯定的に回答した児童ほど、正答率が高い傾向が見られることが示されています。こうした点も踏まえながら、ＩＣＴ機器の活用の在り方を工夫しているところです。

加えて、支援教育の観点からも、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、ＩＣＴを効果的に活用することで、配慮を要する子どもに対して、個別最適な支援につなげることができていると考えております。

また、１人１台端末の活用につきましては、授業と家庭学習をつなぎ、学びの連続性を確保することや、不登校傾向のある子どもへの学習支援、非常変災時において学びを止めないといった観点からも、その必要性は高いものと考えております。

一方で、家庭での目的外使用や長時間使用などについて、保護者の皆様が不安を感じておられることは認識しております。このため、本市では、１人１台端末の適切な活用に向けて、「枚方版ＩＣＴ教育モデル」において、健康面に配慮した１人１台端末の活用の在り方を示しておりま

す。また、家庭において子どもと使い方を話し合っただけできるよう、スクリーンタイム設定の紹介などを行っております。今後も、健康面、家庭での利用状況にも十分配慮しながら、学校と家庭との連携のもとで、適切な活用を進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、請願第1号のご説明とさせていただきます。

ご審査いただきますようお願い申し上げます。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

大中委員。

○大中委員 小学校低学年や中学年において、発達段階を考慮した場合、ICT機器の活用には慎重であるべきとの指摘もあります。本市としてどのように考えているのか、見解をお示してください。

○谷元教育長 千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 低学年中学年におけるICT機器の活用につきましては、年齢だけで一律に捉えるのではなく、子ども一人ひとりの発達段階や実態を踏まえ、その在り方を適切に判断することが重要であると認識しております。また、ICT機器の活用につきましては、それ自体が目的ではなく、学習にどのように寄与しているかという観点が重要であると考えております。学校現場では、手書きや読書、観察活動等の体験活動を伴う学習も日常的に行われており、五感を使って理解を深めることは、低学年中学年に限らず、すべての子どもたちにとって重要であると考えております。さらに、ICT機器の活用により、個に応じた学びの選択や、離れた場所からも協働的な学びに取り組めます。

本市では、子ども一人ひとりの認知特性に応じて、効果的に組み合わせた授業を行っていくことが必要であると考えており、すべての学習活動をデジタルで行うものとは考えておらず、学習の目的や内容に応じた適切な活用を図っているところです。今後も、発達段階や子どもの実態を十分に踏まえながら、教育効果の高い学びの充実に取り組んでまいります。

○谷元教育長 他に質疑はございませんか。

中西委員。

○中西委員 北欧諸国などにおいては、デジタル化について見直す動きが出ていますが、こうした状況を踏まえ、枚方市としてどのように考えているのか、お聞きします。

○谷元教育長 千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 一部の国や地域において、デジタル化について見直しの議論が行われていることは認識しており、その動向についても注視しております。あわせて、文部科学省におけるデジタル教科書に関する議論につきましても、今後の制度や運用の方向性に関わるものとして注視しているところです。

その上で、本市といたしましては、子どもたちの学びの充実と必要な支援につなげるために、ICT機器を使うこと自体を目的とするのではなく、紙とデジタルのそれぞれの良さを生かし、子どもの実態に応じて適切に組み合わせることが重要であると考えております。先ほど申し上げましたデジタルの利点とアナログの利点を生かし、それぞれの教育効果を見極めながら適切に組み合わせ、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現に努めてまいります。

○谷元教育長 他に質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論にはいります。討論はございませんか。

桐山委員。

○桐山委員 本請願の内容につきましては、従来のアナログでの学習とデジタルの活用の在り方や、子どもの実態に応じた指導の重要性などについて述べられているものと受け止めております。これらの点につきましては、本市の学校現場においても、すでに発達段階や学習内容に応じて、手書きや読書、体験的な学習とICTを活用した学習を適切に組み合わせながら指導や支援が行われているところであります。また、教員の裁量のもと、児童・生徒の実態に応じた授業が教員の創意工夫により行われている状況も確認しております。このように、本請願の趣旨は理解できるものの、現場においては既に一定取り組んでいるものと捉えられることから、本請願については改めて採択する必要はないものと判断し、不採択とすべきであると考えます。

○谷元教育長 他に討論はございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 本請願に示されている内容につきましては、児童・生徒の発達段階への配慮や、ICT機器の適切な活用必要性など、理解できる部分もあるものと考えます。一方で、本市におきましては、支援教育の観点から、配慮を要する児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行う上で、ICTの活用についても、その有効性を踏まえながら取り組んでいるところです。また、不登校傾向のある児童・生徒への支援においても、オンラインによるつながりや学習参加の機会を確保することは大切であり、さらに非常変災時においても、子どもたちの学びを止めないための備えとして、端末の活用は必要であると考えます。このように請願事項に関係する内容については、既に本市教育委員会として、デジタルとアナログのベストミックスを図り、教育的効果や児童・生徒の実態を踏まえながら取り組みを進めているところであります。以上のことから、本請願については、改めて採択する必要はないものと考えます。

○谷元教育長 他に討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これから請願第1号を起立により採決します。本請願を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

起立なしであります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

なお、本日議論された要旨を不採択の理由として、枚方市教育委員会会議規則第16条第3項に基づき請願者に通知したいと考えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。では、そのように取り扱いをお願いします。

本請願は不採択となりましたが、本日示されたご意見やご懸念につきましては、子どもたちの学びや育ちを考える上で、重要なものと受け止めております。今後も、ICTの活用につきましては、その効果や課題を丁寧に見極めながら、デジタルと紙それぞれの良さを生かし、子どもたち一人ひとりにとってより良い教育となるよう取り組んでまいります。また、学校現場の実情や

保護者の声にも十分に耳を傾け、今後の取り組みに生かしてまいりたいと考えております。

以上で、請願第1号「枚方市『ICT教育』にかかわる請願書について」の審査を終結します。

続きまして、日程6、報告第25号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）生徒指導について①」を議題とします。

なお、本件及び次の日程7、報告第26号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）生徒指導について②」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。それでは、報告第25号及び第26号については、非公開といたします。

ここで、定例会は休憩とします。

（休 憩）

○谷元教育長 ただいまから、定例会を再開します。

それでは、日程6、報告第25号「委任を受けて執行した事項の報告について（1）生徒指導について①」を議題とします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席してください。

（ここから非公開部分）

（ここまで非公開部分）

○谷元教育長 ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもちまして、令和8年第6回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

（教育長） 谷元 紀之

（教育委員） 中西 悠子